



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第90号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県就学指導委員会規則の一部を改正する規則 (高 校 教 育 課) 2

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (") 2

【教育長訓令】

島根県教育委員会職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (高 校 教 育 課) 4

教 育 委 員 会 規 則

島根県就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第15号

島根県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

島根県就学指導委員会規則（昭和49年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「高校教育課」を「特別支援教育室」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の組織編成に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月31日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第16号

県立学校の組織編成に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編成に関する規則の一部を改正する規則（平成21年島根県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第3の改正規定を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部							専 攻 科					
		幼稚部 定 員	小学部及び中学部		高 等 部					学 科	学 級 区 分	定 員		
					学 科	学 級 区 分	定 員					第1 学年	第2 学年	第3 学年
							第1 学年	第2 学年	第3 学年					
島根県立盲 学校	視覚障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	6	3	3					
					保健理 療科	単一障害学級	8	8	8	保健理 療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松 江ろう学校	聴覚障害 教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工 芸科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3					
					産業技 術科	単一障害学級	8	8	8	生活テ サ ^レ ノ科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立浜 田ろう学校	聴覚障害 教育	10	小学部	中学部	美術工 芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松 江養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	48	56					
						重複障害学級	18	6	12					
島根県立出 雲養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	48	32					
						重複障害学級	18	21	15					
	病弱教育		小学部	中学部		訪問学級	3							
島根県立石 見養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立浜 田養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	24	24	16					
						重複障害学級	6	3	6					
島根県立益 田養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	24	24	24					
						重複障害学級	3	3	3					
						訪問学級	3							
島根県立隠 岐養護学校	知的障害 教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松 江清心養護 学校	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	6	3	9					
						訪問学級	3							
島根県立江 津清和養護 学校	肢体不自 由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	6					
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松						単一障害学級	16	16	16					

江緑が丘養 護学校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	6	9	3
--------------	------	--	-----	-----	-----	--------	---	---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 長 訓 令**島根県教育委員会教育長訓令第2号**

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育委員会職員被服等貸与規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

別表2の表貸与品管理者の欄中「高校教育課長」の次に「又は特別支援教育室長」を加え、同表中水産練習船わかしまねに乗り組む技術職員の項を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の規定により貸与を受けている貸与品については、この訓令による改正後の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の相当規定により貸与を受けているものとみなす。